

# 鳥インフルエンザワクチン技術検討会設置要領

令和7年7月31日

## 1 趣旨・検討事項等

近年、高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）は世界的に発生が急増し、流行が継続しており、我が国においても、同様な状況。これに伴い、現場における殺処分作業の過度な負担、生産農場や関連事業者への経済的被害、鶏卵供給の不足など、様々な課題が顕在化している。

このような中、本病のワクチンについては、我が国では、早期発見及び患畜又は疑似患畜の迅速な殺を原則とし、予防的ワクチン接種は行わないこととしている。一方、国際的には、予防効果の高い新たなワクチンが開発されるとともに、令和5年には国際獣疫事務局総会において、家畜へのワクチンの使用検討を促す決議が採択されている。また、欧米諸国では接種又は接種に向けた検討の動きが見られる等、本病のワクチンをめぐる情勢は変化しており、我が国においても令和7年4月18日に開催された農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部において、本病のワクチンの予防的接種の導入に関する検討を開始することを決定した。

このため、消費・安全局長は、家畜衛生、疫学、本病の専門家、関係団体等で構成される「鳥インフルエンザワクチン技術検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、高い効果が期待される新技術ワクチンの開発や欧米等におけるワクチン使用状況等を踏まえ、我が国において、実効性のある予防的ワクチン接種のために必要な技術的な論点・課題について検討を行う。

## 2 組織

- (1) 検討会は、家畜衛生、疫学、本病の専門家、関係団体等の20人以内の別紙の委員で組織する。
- (2) 委員の任期は、2年間とする。
- (3) 検討会には、委員長を置く。
- (4) 委員長は、委員の互選により選任する。

## 3 運営

- (1) 検討会は委員長が運営し、全体を総括する。
- (2) 委員の三分の一以上が出席しなければ、検討会を開くことはできない。
- (3) 委員はその申出により、委員長の了解を得た上で、委員が指名するものを代理で出席させることができる
- (4) 検討会は、非公開とする。
- (5) 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者からの意見聴取を行う。
- (6) 検討会の資料及び議事要旨は、守秘すべき事項に係る資料を除き、出席者の了承を得た上で、農林水産省ホームページに公開することとする。
- (7) 本要領に規定のない事項については、委員長が委員の了承を得た上で、その扱いを決定するものとする。
- (8) 検討会の事務局は、農林水産省消費・安全局動物衛生課防疫企画班に置く。

(以上)